平成２５年（フ）第１１００号
広島市安佐北区口田３丁目49番12号
債務者　越智奈穂美
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３４号
和歌山県岩出市宮53―１　レオパレス橘204号、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町向島219番地の６
債務者　西岡　佳孝
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　ゆう
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３８号
和歌山県橋本市高野口町向島219番地の６
債務者　西岡智恵子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　ゆう
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５１１号
埼玉県川口市芝５丁目21番40号　ケイアイコーム蕨201号、前住所さいたま市浦和区針ケ谷３丁目７番２号506
債務者　小林　俊雄
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1108番地　エンブレム三浦105
債務者　横谷　好彦
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　広夢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７８９号
神戸市兵庫区荒田町３丁目12番11号　ハローグリーンハイツ荒田302号、従前の住所神戸市中央区加納町２丁目９番24―514号
債務者　山下二三夫（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８５号
岡山県浅口市鴨方町益坂1531番地２
債務者　大橋　一成
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
新潟市東区石山５丁目１番１号　コーポラス純103号、前住所新潟市東区河渡本町１番８号　アーバナティ岡文101号
債務者　北島　輝夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０８号
秋田市牛島西４丁目29番３―108号、住民票上の住所秋田市新屋前野町23番４号
債務者　進藤　龍二
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２５号
仙台市泉区市名坂字堂林14番地の４
債務者　渡邊　洋平
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９０８号
広島市南区京橋町９番22―503号
債務者　川本　修司
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷脇　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
広島市南区翠４丁目６番22―303号
債務者　ＮＥＷ　ＷＯＲＬＤ，ＣＤＧ　ＡＲＣ　ＨＩＶＥこと　細川　孝博
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
愛媛県今治市蒼社町１丁目５番29号
債務者　山崎　春見
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　宗平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第７３３号
北九州市八幡東区河内２丁目４番11号　八幡大蔵病院内、住民票上の住所北九州市八幡東区西本町４丁目９番２号　友和荘
債務者　園田　花代
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６４号
大分市大字寒田1446番地の38
債務者　野仲　重美
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城向　一徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１００号
香川県坂出市川津町2969番地６
債務者　堀口　裕
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松陽一郎
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部